

## 【表紙】

|                     |                                  |
|---------------------|----------------------------------|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書の訂正届出書                    |
| 【提出先】               | 関東財務局長                           |
| 【提出日】               | 平成23年1月14日                       |
| 【会社名】               | シコー株式会社                          |
| 【英訳名】               | SHICOH CO., LTD.                 |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 白木 学                     |
| 【本店の所在の場所】          | 神奈川県大和市中央林間西三丁目9番6号              |
| 【電話番号】              | 046-278-3570                     |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役（財務・経理担当） 田中 彰                |
| 【最寄りの連絡場所】          | 神奈川県大和市中央林間西三丁目9番6号              |
| 【電話番号】              | 046-278-3570                     |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役（財務・経理担当） 田中 彰                |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式                               |
| 【届出の対象とした募集金額】      | その他の者に対する割当520,030,000円          |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項はありません。                      |
| 【縦覧に供する場所】          | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年11月18日付をもって提出した有価証券届出書において上海市工商行政管理局の許可を得ることが条件となっておりましたが、許可が得られ条件を付す必要がなくなったため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件  
(2) 募集の条件

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

（訂正前）

<前略>

- （注）1．平成22年11月18日開催の取締役会決議によります。本件は割当予定先が保有する中国法人（3社）の持分を現物出資するものであり、当該企業の持分の譲渡については中国の設立審査機関である上海市工商行政管理局の許可を得ることが必要となっております。よって、上記設立審査機関の許可がない場合は無効となる条件付の総数引受契約を同日当該決議後に締結しております。中国大使館の認証を受けた登記簿謄本を入手するなどの当社として許可を得るために必要な書類の準備は既に始めており、問題が生じても追加対策を実行し払込期日までに許可が得られるように入念に準備を行なっております。経験豊富な代理人を選定するなど設立審査機関の許可を得るに当たって最善の策を講じており、現時点では許可を得るに当たっての支障はない見込みであります。

<後略>

（訂正後）

<前略>

- （注）1．平成22年11月18日開催の取締役会決議によります。

<後略>

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### （2）【募集の条件】

（訂正前）

<前略>

- 3．申込の方法は総数引受契約を締結し、設立審査許可機関の許可後、現物出資財産の名義変更を行うものとします。なお、許可の可否を申請後30日以内に決定することとされていることから契約後、申請書類の作成、中国語への翻訳、年末年始をはさむことによる遅延等も含めて払込期日は平成23年1月14日といたしております。平成23年1月14日までに許可が下りない場合は一旦中止とします。

（訂正後）

<前略>

- 3．申込の方法は総数引受契約を締結し、設立審査許可機関の許可後、現物出資財産の名義変更を行うものとします。なお、許可の可否を申請後30日以内に決定することとされていることから契約後、申請書類の作成、中国語への翻訳、年末年始をはさむことによる遅延等も含めて払込期日は平成23年1月14日といたしております。